

## 今回のテーマ：「平成29年度税制改正大綱」発表

12月8日に政府与党から大綱が発表されました。成立は来年3月の予定ですが、今回はそのうち「個人所得課税」と「法人課税」の中から、みなさんに比較的關係すると思われる項目を概要とともにお知らせします。(大綱ですので詳細は未発表です。)

### 一. 個人所得課税

#### 1. 配偶者控除の縮小(増税・平成30年分から適用予定)

A(夫又は妻)の所得が1,000万円を超える場合は、B(妻又は夫)の所得が38万円以下であっても配偶者控除を適用できない。(給与収入1,220万円超→所得1,000万円超)

#### 2. 配偶者特別控除の拡充(減税・平成30年分から適用予定)

上記Bの所得要件を「38万円超76万円未満」から「38万円超123万円以下」に引き上げる。(給与収入約201万円→所得約123万円)

#### 3. 既存住宅特定改修工事の税額控除の拡充(減税・平成29年4月から適用予定)

特定改修工事に、耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う一定の「耐久性向上改修工事」を加える。(所得税額控除は最大60万円)

### 二. 法人課税(中小企業向け)

#### 1. 設備投資促進税制の拡充(減税・平成29年4月1日から適用予定)

一定の生産性向上設備のうち器具及び備品と建物附属設備について、対象を限定列挙から全てのものに拡大する。(即時償却又は税額控除の選択適用)

#### 2. 所得拡大促進税制の拡充(減税・適用時期は未定)

雇用者給与額が増加した場合の税額控除について、2%以上のベースアップがある場合の控除税額を、「平成24年度基準増加額×10%(=C)」から「C+(前年度基準増加額×12%)」に拡大する。

